

令和4年11月30日

スポーツセンター・スイミングセンター・富士見公園  
ネーミングライツ・パートナー協定の締結について

1 経緯

令和4年9月21日付でS&D多摩ホールディングス株式会社から応募があり、令和4年11月29日にネーミングライツ・パートナー協定を締結しました。

2 目的

市では、公共施設に係るネーミングライツを付与する対価を得ることにより、施設の持続的な管理及び運営のための財源を確保し、もって市民サービスの向上を図ることを目的とする。

3 ネーミングライツ・パートナー

S & D多摩ホールディングス株式会社（自動車販売会社の経営・管理、不動産賃貸）  
所在地：立川市緑町 3-1 グリーンスプリングス E1-6F

4 対象施設名称・愛称・ネーミングライツ料（年額）

| 対象施設名称    | 愛 称              | ネーミングライツ料（年額） |
|-----------|------------------|---------------|
| スポーツセンター  | S & Dスポーツアリーナ羽村  | 1 0 0 万円      |
| スイミングセンター | S & Dスイミングプラザ羽村  | 1 0 0 万円      |
| 富士見公園     | S & Dスポーツパーク 富士見 | 1 0 0 万円      |

5 愛称使用期間

令和4年12月1日～令和7年11月30日（3年間）

6 応募理由

スポーツ振興の一助、公園管理の一助としての地域貢献

7 愛称使用方法

- 令和4年12月1日からこの愛称を使用し、広報はむらや市公式サイトなどにおいても愛称を使用します。
- すでに発行している印刷物などは従前の表記のままとします。
- 新たに発行するものについては、原則、愛称を使用します。
- 愛称が浸透するまでの一定期間は、正式名称を併記することがあります。
- 愛称は一般的な呼称として用いるものであり、条例などに規定している正式名称を変更するものではありません。